

## 1. ラムサール条約とは

正式名称は「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」であり、1971年2月2日、イラン・ラムサールにおいて採択された。我が国は、1980年に加入。2026年6月現在、締約国は172カ国。

### ラムサール条約湿地とは

ラムサール条約が定義する「湿地」は、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水池、水田、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁など、さまざまなタイプの湿地を含む。締約国は、条約で定められた国際的な基準に沿って、自国の湿地を「国際的に重要な湿地に係る登録簿」に掲載することとなっており、これらの「ラムサール条約湿地」は、2026年6月現在、世界に2,529カ所、日本に54カ所ある。

## 2. ラムサール条約湿地都市認証とは

条約の決議XII.10に基づき、湿地の保全・再生、管理への地域関係者の参加、普及啓発、環境教育等に関する国際基準に該当する自治体に対して認証を行うもの。自治体のブランド化及び地域における湿地の保全やワイズユース（賢明な利用）の推進を図ることを目的とする。認証された自治体は、締約国会議において、条約事務局より認定証が授与されるとともにウェブサイト等で紹介される。

### 申請対象

自治体（都道府県、市町村）

※ ラムサール条約湿地の全部または一部が位置する都道府県・市町村

※（ラムサール条約湿地が位置しない場合）都市が依存する生態系サービスの提供に

重要な貢献をしていると考えられるその他の湿地保全区域が存在する都道府県・市町村

※複数の都道府県、市町村による申請も可能

### 要件

定められた国際基準をすべてを満たすこと（詳細は、次頁を参照のこと）

### 有効期間

認証から6年間（その後も基準を満たす場合は、更新が可能）

### 連絡先

環境省自然環境局野生生物課

代表 03-3581-3351 直通 03-5521-8284

メールアドレス: shizen\_yasei@env.go.jp

## 認証の国際基準（仮訳）

### グループA 湿地の保全及びワイズユース（賢明な利用）の実現に基づく基準

A1	ラムサール条約湿地の全部または一部が位置している。ラムサール条約湿地がない場合、都市が依存する生態系サービスの提供に重要な貢献をしていると考えられる他の湿地保全区域が位置している。
A2	湿地とその生態系サービスの保全のための措置を講じている。
A3	湿地の再生及び／または管理措置を実施している。
A4	管轄区域内にある湿地について統合的な空間計画／土地利用計画上の課題と機会を考慮している。
A5	地域に即した情報を提供することで湿地の価値について普及啓発を推進し、地域の利害関係者が意思決定プロセスに参加できるようにしている。
A6	湿地に関する適切な知識と経験を有する地域協議会等が設置され、利害関係者との連携を図り、申請準備や、認証資格を維持するための適切な措置を講じている。

### グループB その他の追加情報（記載については任意だが強く推奨される）

B1	水質及び衛生に関する基準と実施（廃棄物管理を含む）
B2	生態系サービス
B3	地域社会と湿地とのつながり
B4	都市がレジリエンス構築のために講じる対策